

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第18号

静岡県手数料徴収条例の一部を改正する条例

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表96の項を次のように改める。

96	静岡県富士 登山条例 （令和 7 年 静岡県条例 第24号）第 4 条第 1 項 の規定に基 づく入山の 届出の受付	入山手数 料		入山 をし よう とす る登 山者 1 人 につ き	4, 000円	
----	--	-----------	--	--	---------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (2) 別表96の項の改正規定 令和 7 年 5 月 9 日